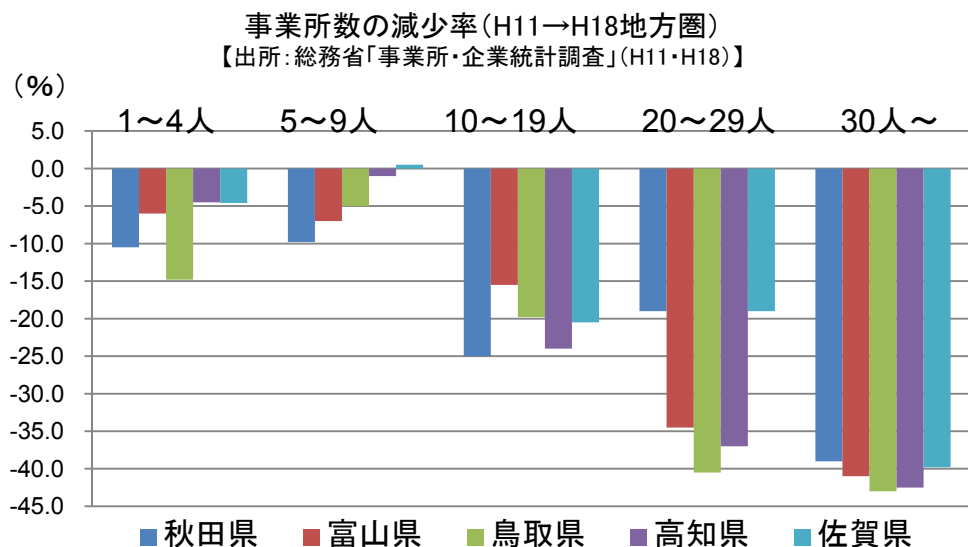


地域維持型契約方式について

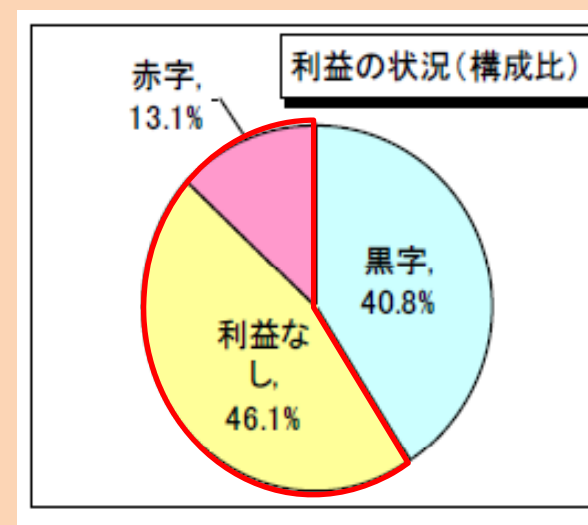
- 事業環境の悪化に伴い、災害対応、除雪、インフラの維持管理等(地域維持事業)を担う能力のある地域建設企業が減少。
→このままでは地域社会の維持に不可欠な最低限の維持管理等までもが困難となる地域が生じかねない状況。
- 地域の維持管理等が将来にわたって持続的に行われるよう、入札契約制度においても担い手確保に資する工夫が必要。

担い手企業の小規模化

中核となる建設企業的大幅減、小規模化・零細化(地方圏で顕著)

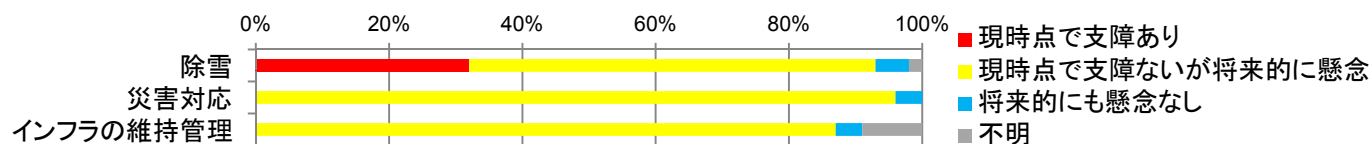


地域維持事業の低い採算性



出所:富山県建設業協会調べ(平成23年1月)

地域維持事業における都道府県の将来的な懸念



出所:国土交通省「建設企業の災害対応、除雪、インフラの維持管理等に関するアンケート」(平成23年1月)及び北陸地方整備局調べ

不調・不落の増加

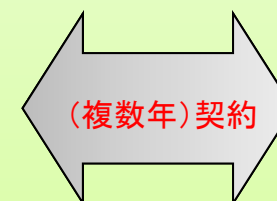
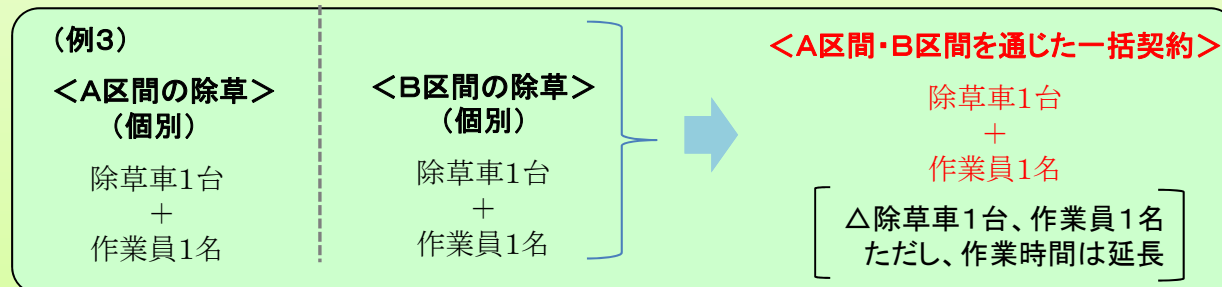
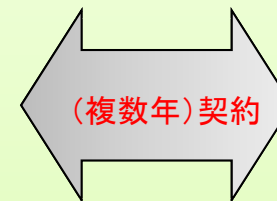
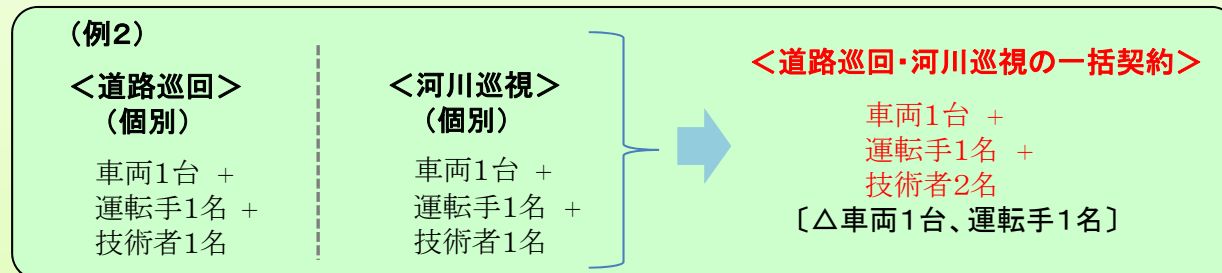
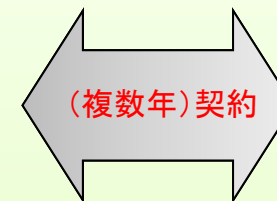
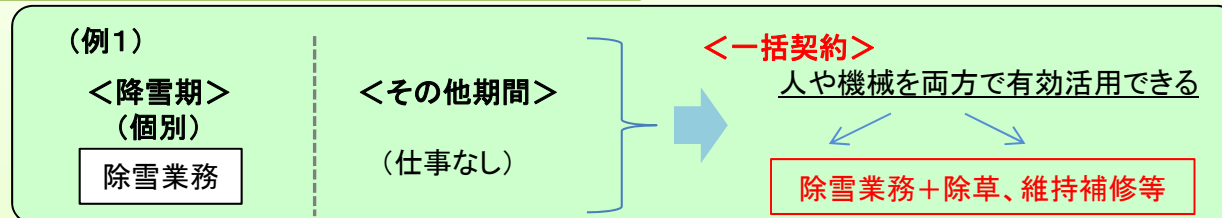
【(除雪)北陸4県・市町村】
(H19)119件, (H20)183件,
(H21)186件

入札契約適正化指針(平成23年8月9日閣議決定)(抄)

地域維持業務に係る経費の積算において、事業の実施に実際に要する経費を適切に費用計上するとともに、地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合には、人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から、地域の実情を踏まえつつ、次のような契約方式を活用するものとする。

- 1) 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括的に一の契約の対象とする。
- 2) 実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域維持事業の実施を目的に当該建設業者で構成される建設共同企業体(地域維持型建設共同企業体)等とする。

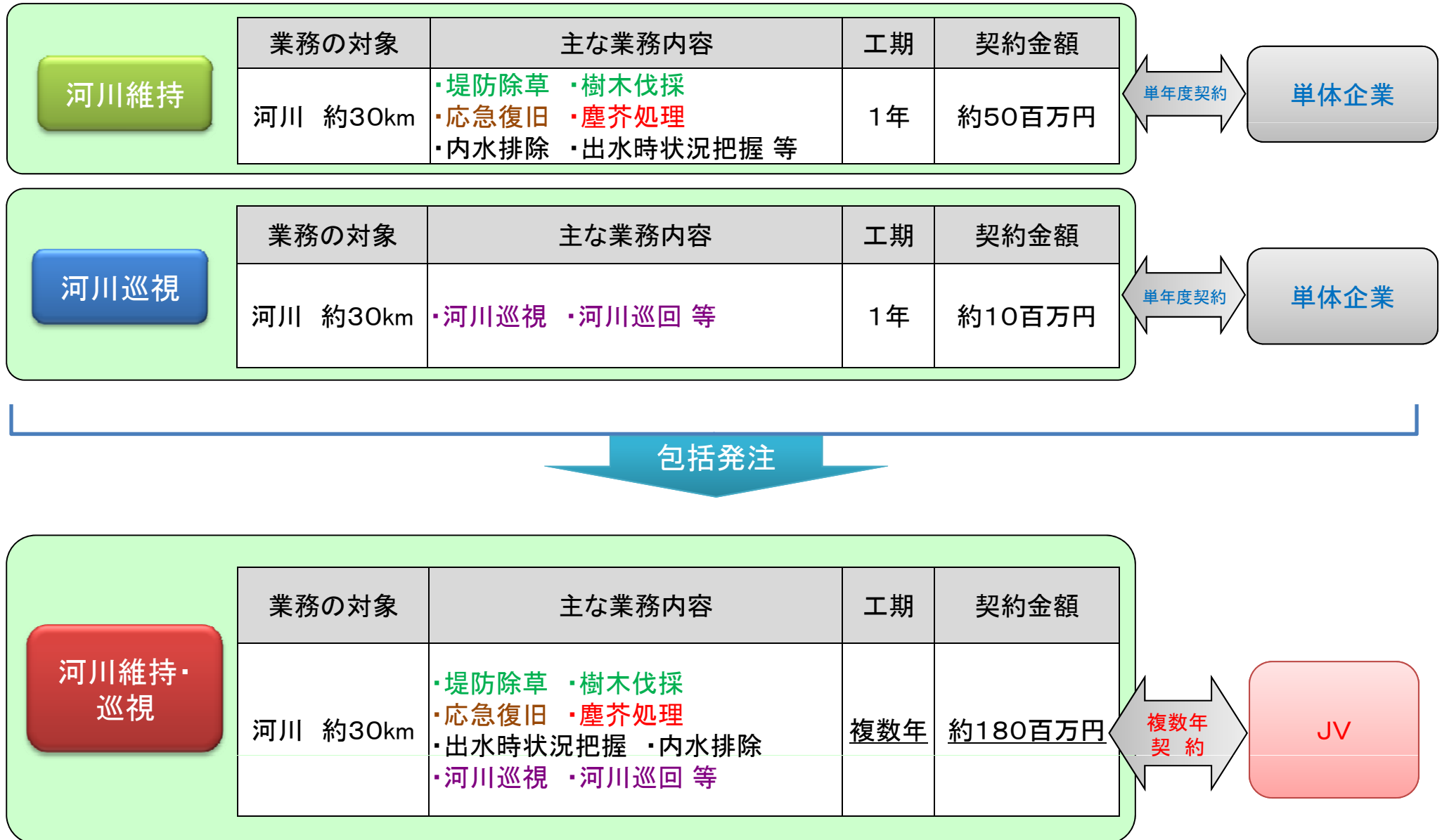
具体的な一括契約の例



新タイプの建設共同企業体(JV)

地域維持事業の実施を目的とした
(個々の企業ではなく)

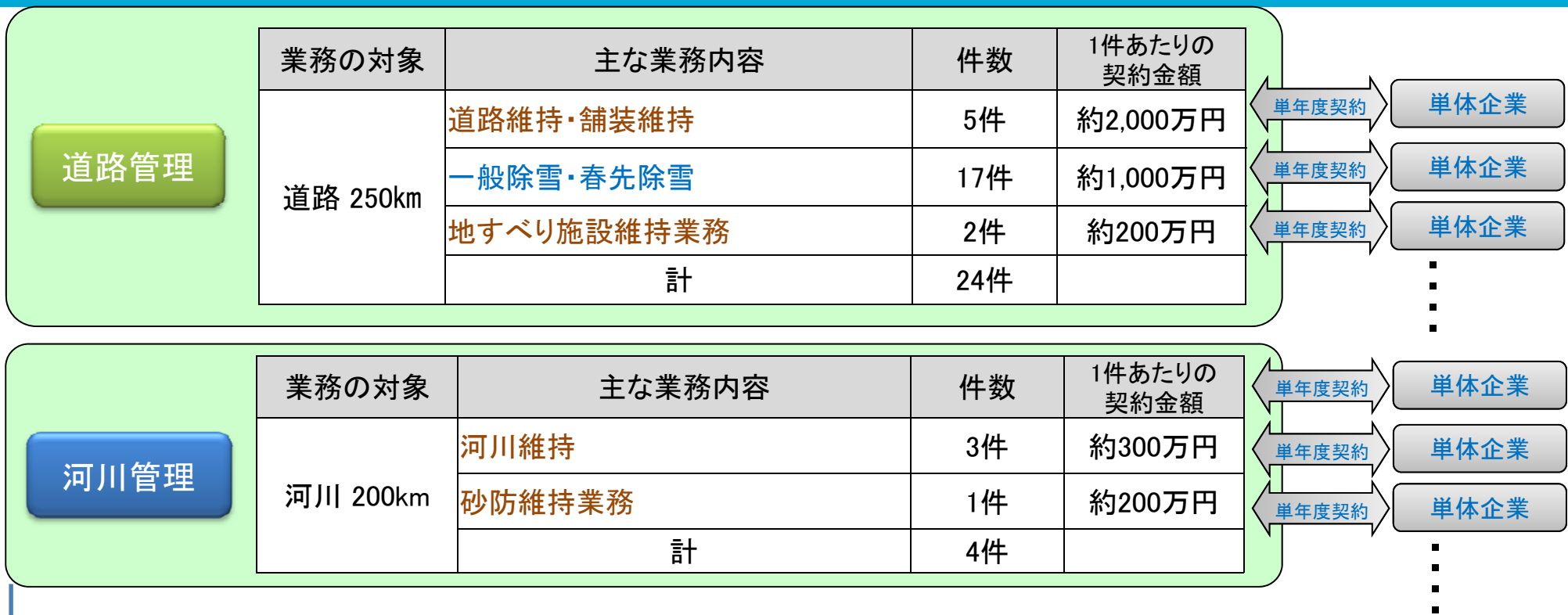
包括発注イメージ①(国土交通省 直轄)



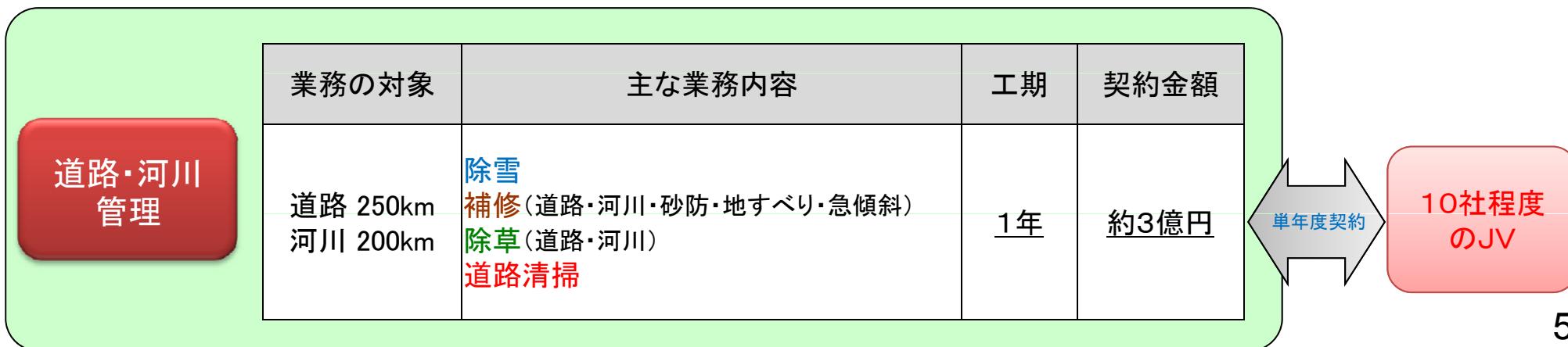
包括発注イメージ②(都道府県)



包括発注イメージ③(都道府県)



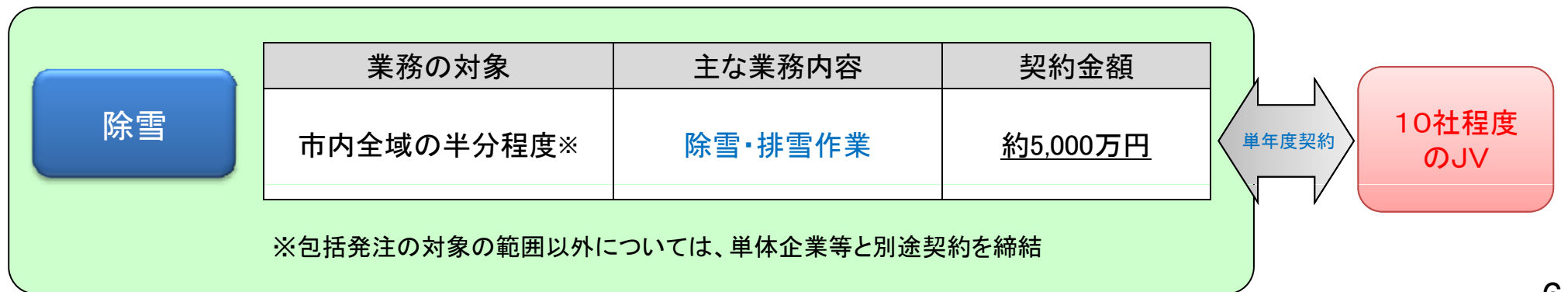
包括発注



包括発注イメージ④(市町村)



包括発注



入札契約適正化指針での記述

- ・各省各庁の長等においては、共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用
- ・共同企業体運用基準においては、共同企業体運用準則(共同企業体の在り方について(昭和62年中建審発第12号))に従い、大規模かつ技術的難度の高い工事に係る特定建設工事共同企業体、中小・中堅建設業者の継続的協業関係を確保する経常建設共同企業体、地域維持事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共同企業体について適切に定める

共同企業体運用準則 (中建審作成)

- ・各JVの活用目的
- ・対象工事の種類・規模
- ・構成員の数
- ・構成員の組み合わせ
- ・構成員の資格 等

準拠して
策定



各発注機関

共同企業体運用基準を策定
例:直轄工事
「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」(昭和63年6月建設省厚発第176号)

運用通知 (国交省通達)

- ・運用準則の解釈
- ・資格審査の要領
(客観点数・主観点数の計算方法)
- ・標準協定書
(甲型・乙型の区分、運営方法、各構成員の責任等)
- ・共同企業体運営指針
(施工体制、管理体制、責任体制その他基本的な運営方法に係る指針) 等

各発注者・業界へ通知

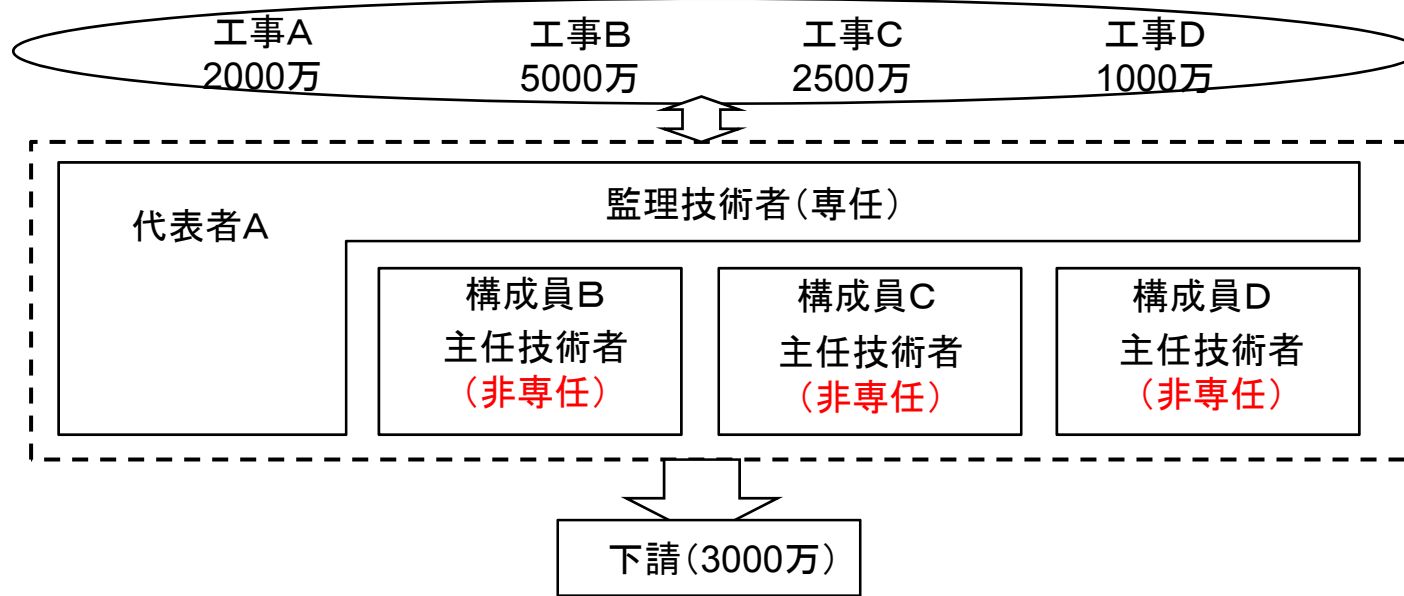


通知を参考に
共同企業体制度を運用

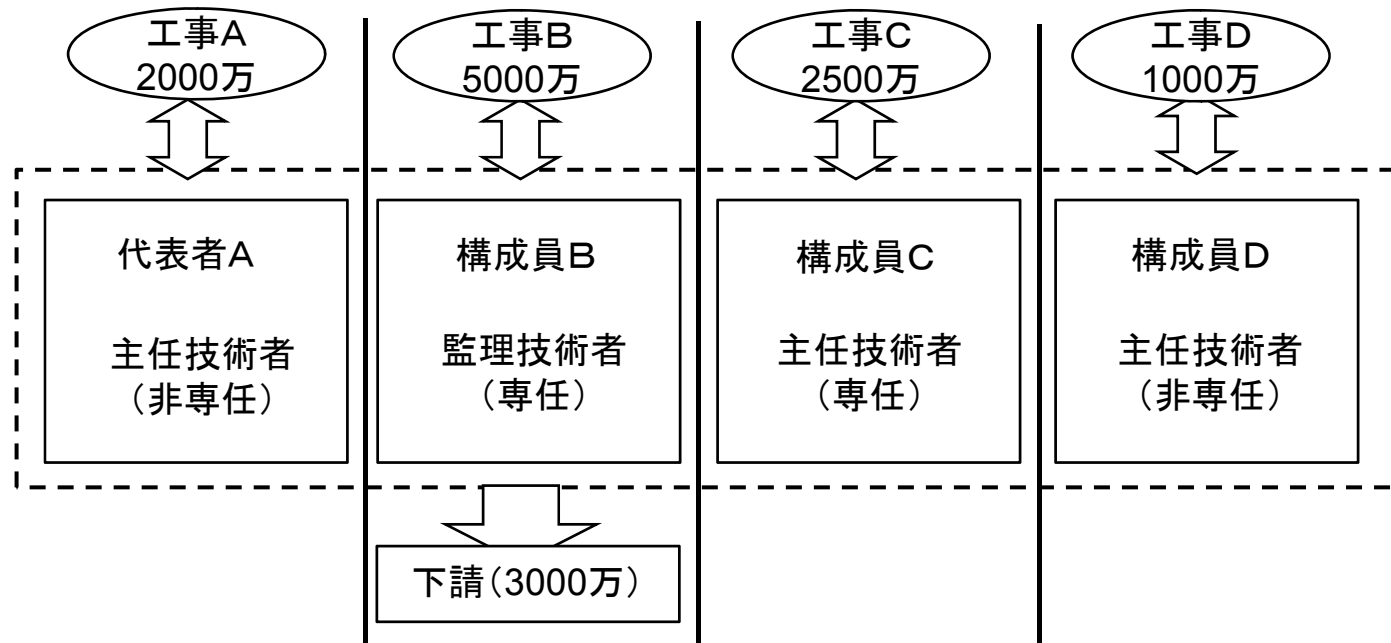
地域維持型JVの技術者配置のイメージ

※請負代金2500万円以上
下請代金3000万円以上の例

甲型の場合



乙型の場合



地域維持型JVについて(共同企業体運用準則)(案)

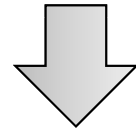
	特定JV	経常JV	地域維持型JV(案)	主な留意点
①活用品	建設工事の特性に着目して工事毎に結成される共同企業体とする。	優良な中小・中堅建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化するため共同企業体を結成することを認め、もって優良な中小・中堅建設業者の振興を図るものとする(※)。 ※ 現在、規模の大きな企業を構成員として認めている発注機関にあっては、当該運用を特定建設共同企業体の運用によって代替すること等により、経常建設共同企業体の目的に沿った運用に段階的に移行するものとする。	地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体とする。	
②対象工事の種類・規模	特定建設工事共同企業体の対象工事の種類・規模は、大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事(高速道路、橋梁、トンネル、ダム、堰、空港、港湾、下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築、大規模設備等の建設工事。以下「典型工事」という。)その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事とする(※)。 ただし、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事においても単体で施工できる企業がいると認められるときには、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札とすることができるものとする。 ※技術力の結集を必要とする研究開発型工事、実験型工事を除き、対象工事の規模は典型工事に準ずる大規模なものとすることが望ましい。 この場合において、対象工事の規模は、土木、建築工事にあつては少なくとも5億円程度を下回らず、かつ、発注標準の最上位等級に属する工事のうち相当規模以上のものとするを原則とする。 他の工種についても、これに準じて定めるものとする。	単体企業の場合に準じて取り扱うものとするが、技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする(※)。 ※ 等級の異なる者の組合せによる経常建設共同企業体にあつては、上位等級構成員の等級の発注工事価額以上とするよう配慮するものとする。	地域維持型建設共同企業体の対象工事の種類・規模は、社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対応、除雪、修繕、パトロールなど地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事とし、維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まないものとする。	・例えば道路事業における道路の新設、バイパス設置、共同溝設置や、河川事業における築堤、水門設置、営繕事業における新営工事などは除かれる。
③構成員の数	2ないし3社とする。	2ないし3社程度とする。	地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数とする。	・当面は構成員数の上限を原則10社程度として運用開始。
④構成員の組み合わせ	最上位等級(※1)のみ、あるいは最上位等級及び第二位等級に属する者の組合せとする(※2)。 ※1 発注標準が極めて高く設定され、最上位等級に属さない企業が注-1にいう工事規模(土木、建築工事にあつては5億円程度)以上の規模の工事を単体企業で施工するものとして発注標準上位置付けられている場合にあっては、発注機関の判断により、一定の基準を定め、当該企業を本項にいう最上位等級に準ずるものとして取り扱うことも差し支えないものとする。 ※2 発注標準が相対的に低く設定されている場合にあっては、最上位等級に属する者のみによる組合せとすることが望ましく、また、施工技術上の特段の必要性がある場合には、第三位等級に属する者を構成員とすることも差し支えない。	同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする(※)。 ※ 個別審査において下位等級企業に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までの組合せを認めることも差し支えない。	土木事業(工事の実情に応じ、建築事業も可とする。以下同じ。)の許可を有する者を少なくとも一社含む組合せとする。	・個人がJVの構成員となることは可能。また、各種組合(協業組合、企業組合など)を構成員とする場合、意思決定の仕組みが重複的とならず、円滑な施工が行われることが担保されるものについては構成員として認めても良い。

地域維持型JVについて(共同企業体運用準則)(案)

	特定JV	経常JV	地域維持型JV(案)	主な留意点
⑤構成員の資格	<p>構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする(※)。 ※ 別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。また、各発注機関において選定する共同企業体の対象工事の特性等を勘案し、必要に応じ資格要件を追加するものとする。</p> <p>当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること(※)。 ※ 国内建設業者にあつては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。また、海外建設業者にあつては海外における同該業種の営業年数を確認するものとする。</p> <p>当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。</p> <p>全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。</p>	<p>構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする(※)。 ※ 別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。また、各発注機関において、必要に応じ資格要件を追加するものとする。</p> <p>登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること(※)。 ※ 国内建設業者にあつては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。また、海外建設業者にあつては海外における同該業種の営業年数を確認するものとする。</p> <p>当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。</p> <p>全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることのできる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることのできる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。</p>	<p>構成員は少なくとも次の四要件を満たす者とする(※)。 ※ 別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。また、各発注機関において、必要に応じ資格要件を追加するものとする。</p> <p>登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること(※)。 ※ 国内建設企業にあつては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。</p> <p>当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。</p> <p>全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることのできる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることのできる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、土木工事業の許可を有する上位等級の構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとする(※)。 ※ 分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。 設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は主任技術者の専任を求め期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。</p> <p>地域の地形・地質等に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できること。</p>	<p>・具体的には、例えば、本店の所在地、防災協定の締結の有無、地元発注工事の受注実績などを想定</p>
⑥結成方法	自主結成とする。	自主結成とする。	自主結成とする。	
⑦登録	なし(工事の都度結成のため)	一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。 登録時期等は単体企業の場合に準ずる。	一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。 登録時期等は単体企業の場合に準ずる(※)。 ※ 地域維持型建設共同企業体の登録については、工事の公告後に結成される場合もあり得ることを踏まえ、定時の登録に加え、必要に応じ随時の登録も活用することとする。	・地域維持型JVについては、単体と地域維持型JVとの同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録は可能
⑧出資比率制限	出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする(※)。 ※ 出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。 2社の場合30パーセント以上 3社の場合20パーセント以上	出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする(※)。 ※ 出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。 2社の場合30パーセント以上 3社の場合20パーセント以上	出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとするが、事業実施量等も勘案し柔軟に設定することとする(※)。 ※ 出資比率の最小限度基準については、構成員の数に基づき定める場合は下記のとおりとするが、事業実施量等に基づいた基準とすることも可能とする。 3社の場合20パーセント以上 5社の場合12パーセント以上	
⑨代表者	代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする(※)。 また、代表者の出資比率は構成員中最大とする。 ※ 等級の異なる者による組合せにあつては、代表者は上位等級の者とする。	代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。	代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、土木工事業の許可を有し、かつ、施工能力の大きい者の中から、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする(※)。 ※ 等級の異なる者による組合せにあつては、代表者は上位等級の者とする。	

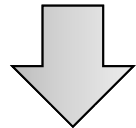
共同企業体運用準則の改正
(中建審決定)

平成23年11月11日
中央建設業審議会総会



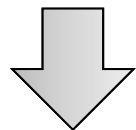
審議会会長より各発注者あてに
運用基準の見直しを勧告

審議会終了後
(平成23年11月11日付け発出)



地域維持型JVについての運用通知の発出
(国土交通省から
各発注者、業界団体あて)

運用準則通知後、
速やかに通知(11月中)



各発注機関による運用基準の作成

各発注機関により速やかに運用を開始